

市区町村コード

0 4 3 4 1 9

令和 **3** 年度

町民税・県民税

特別徴収のしおり

〒981-2192

宮城県伊具郡丸森町字鳥屋120

丸森町役場町民税務課

電話 (0224) 72-2116

Fax (0224) 72-3039

令和3年5月14日

特別徴収義務者様

宮城県伊具郡丸森町長 保科郷雄



令和3年度町民税・県民税特別徴収について（依頼）

新緑の候、益々御清祥のこととお喜び申し上げます。

町民税・県民税の特別徴収事務につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、さきの給与支払報告書の提出につきましては、御多忙中にもかかわらず、御協力を賜り心より感謝申し上げます。

さて、町民税・県民税の特別徴収につきまして地方税法第41条及び第321条の4第1項並びに丸森町税条例第45条の規定により、貴職を特別徴収義務者に指定させていただきます。

つきましては、特別徴収のしおりにより各納税義務者に御説明いただき令和3年6月から令和4年5月まで徴収の上、指定金融機関等に納入下さるようお願いいたします。

町民税・県民税特別徴収取扱について

1. 納税義務者への通知書の交付

同封しております特別徴収税額の通知書は、各納税義務者に速やかに交付して下さい。

なお、転勤、退職などによって交付することのできない方については「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に添えて返送して下さい。

2. 月割額の徴収

「個人別特別徴収税額通知書」により、第1回目の月割額は6月中に支払われる給与から徴収し、第2回目以降の月割額は7月から翌年5月まで毎月の給与から徴収して下さい。なお、給与計算が月末締切りで、翌月支払いの事業所については、最初の月割額は5月分の給与から徴収して下さい。

3. 月割額の納入と納期限

給与から徴収した月割額は、別冊の納入書によって翌月の10日までに指定金融機関又は収納代理金融機関に納入して下さい。(納期限が、土曜日、日曜日、祝日等の時は、その翌日が納期限となります。)

特別徴収義務者が徴収した月割額を納期限までに納入しないときは、その納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ年8.8%（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年2.5%）の割合を乗じて得た金額に相当する延滞金を加算して納入していただくことになります。

なお、延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てして下さい。また、延滞金の額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てして下さい。

なお、給与の支払を受ける方が常時10人未満である徴収義務者については、納期の特例の制度（地方税法第321条の5の2（年2回12月10日及び6月10日））があります。希望する特別徴収義務者は申請が必要ですので、町民税務課にお問い合わせ下さい。

4. 納税義務者に異動があったとき

納税義務者が退職、転勤等のため、月割額の徴収ができなくなったときは、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に必要事項を記載し、翌月の10日までに必ず提出して下さい。

異動によって徴収できなくなった納税義務者の月割額は、異動のあった月まで徴収し納入して下さい。

ただし、翌年1月1日以降の退職者については、本人の申出に関係なく特別徴収義務者において一括徴収し、当町に納入することになります。

なお、納税者が賦課期日（令和3年1月1日）後に当町から転出しても、本年度分の町県民税については、当町に納付する義務がありますので、給与支払者が変更にならない限り、特別徴収を継続して下さい。

5. 特別徴収税額の変更について

すでに通知した税額を変更するときは、特別徴収義務者に対して、「特別徴収税額の変更通知書」をお送りしますので、変更した月割額により徴収して下さい。

6. 納入場所

(1) 丸森町内の特別徴収義務者は、次の金融機関に納入して下さい。

- ①七十七銀行丸森支店
- ②仙台銀行丸森支店
- ③みやぎ仙南農業協同組合丸森支店
- ④丸森郵便局

(2) 丸森町外の特別徴収義務者は、(1)の金融機関の本・支店または最寄りの金融機関にお問い合わせ下さい。(ゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、併せて13頁をご覧ください。)

7. 不服申立

納税義務者は、「特別徴収税額通知書（納税義務者用）」に記載された事項について不服がある場合は、通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。

8. その他のお願い

特別徴収についての照会、連絡等については必ず**指定番号**をお知らせ下さい。事務所または事業所が移転等した場合もご連絡下さい。

用紙が不足しましたら、複写するか、もしくはご連絡下さい。丸森町ホームページから用紙のダウンロード及び記載例を確認することもできます。(トップページからキーワード「特別徴収」で検索するか、下記アドレスよりご覧ください。)

http://www.town.marumori.miyagi.jp/tyouminzeimu/kazei/jyuminzeikankei/resident_tax_special_levy.html

令和3年度 町民税・県民税の算出方法

1. 納税義務者

令和3年1月1日現在丸森町内に住所を有する人

2. 非課税となる者

(イ) 均等割・所得割のいずれも課税されない人

- ・ 前年中に所得がなかった人
- ・ 生活保護法によって生活扶助を受けている人
- ・ 障害者、未成年者(平成13年1月3日以後の出生者)、寡婦又はひとり親で前年中の所得が135万円以下の人

(ロ) 均等割が課税されない人

- ・ 前年中の総所得金額が(1+控除対象配偶者+扶養親族の数)×33万円+10万円以下の人
なお、控除対象配偶者又は扶養親族がいる場合には、上記の金額に168,000円を加算した額以下の人

(ハ) 所得割が課税されない人

- ・ 前年中の総所得金額が(1+控除対象配偶者+扶養親族の数)×35万円+10万円以下の人
なお、控除対象配偶者又は扶養親族がいる場合には、上記の金額に320,000円を加算した額以下の人

3. 総所得金額の税額計算

$$\begin{array}{cccccccccccccccc} \boxed{\text{前年の支給総額}} & - & \text{給与所得控除(A)} & = & \boxed{\text{給与所得額}} & + & \text{の所得以外額} & = & \boxed{\text{総所得金額}} & - & \text{所得控除(B)} & = & \boxed{\text{課税所得額}} & \times & \text{税率(C)} & - & \text{税額控除(D)} & \text{(調整控除含む)} & = & \boxed{\text{所得割額}} & + & \boxed{\text{均等割額(E)}} & = & \boxed{\text{町税県民額}} \end{array}$$

(注) 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。

(A) 給与所得控除

給与所得の計算は、所得税の「簡易給与所得表」で求めた所得金額です。

(B) 所得控除額一覧表

◎所得控除

雑損控除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額		
医療費控除	医療費の実質負担額(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円) ※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費(1万円2千円(限度額8万8千円))		
社会保険料控除等	支払金額		
生命保険料控除	新契約	支払金額	控除額
		12,000円以下のとき	全額
	旧契約	12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2+6,000円
		32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円
	約	56,000円超のとき	28,000円
		15,000円以下のとき	全額
	約	15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2+7,500円
		40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円
	約	70,000円超のとき	35,000円
		一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)	
地震保険料控除	地震保険料	支払金額	控除額
		50,000円以下のとき	支払金額の1/2
	旧長期契約	50,000円超のとき	25,000円
		5,000円以下のとき	全額
約	5,000円超15,000円以下のとき	支払金額の1/2+2,500円	
	15,000円超のとき	10,000円	
地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円			
配偶者控除	納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下 950万円超1,000万円以下
	配偶者	一般 33万円	老人 22万円 11万円
配偶者特別控除	所得金額	控除額	
	48万円超95万円以下	33万円	22万円 11万円
	95万円超100万円以下	33万円	22万円 11万円
	100万円超105万円以下	31万円	21万円 11万円
	105万円超110万円以下	26万円	18万円 9万円
	110万円超115万円以下	21万円	14万円 7万円
	115万円超120万円以下	16万円	11万円 6万円
	120万円超125万円以下	11万円	8万円 4万円
	125万円超130万円以下	6万円	4万円 2万円
	130万円超133万円以下	3万円	2万円 1万円

障害者控除(特別障害者の場合) (同居特別障害者の場合)	26万円 30万円 53万円	
寡婦控除	26万円	
ひとり親控除	30万円	
勤労学生控除	26万円	
扶養控除	一般	33万円
	老人	38万円
	特定	45万円
	同居老親等	45万円
基礎控除	納税者本人の所得金額	2,400万円以下 43万円
	2,400万円超2,450万円以下	29万円
	2,450万円超2,500万円以下	15万円

(C) 税率表(総合課税分)

町民税	県民税
一律6%	一律4%

(D) 税額控除額

◎税額控除(調整控除)

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額
合計課税所得金額が200万円以下の者
次の①と②のいずれか少ない額の5%(県民税2%、町民税3%)に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額
合計課税所得金額が200万円超の者
①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(県民税2%、町民税3%)に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類	金額	控除の種類	金額				
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下		
	障害者控除		普通	1万円	配偶者	一般	5万円
障害者控除	特別	10万円	控除	老人	10万円	6万円	3万円
	同居特別	22万円	特別配偶者控除	48万円超50万円未満	5万円	4万円	2万円
寡婦控除	一般	1万円		50万円以上55万円未満	3万円	2万円	1万円
ひとり親控除	父	1万円	扶養控除	一般	5万円	老人	10万円
母	5万円	特定		18万円	同居老親等	13万円	
勤労学生控除	1万円						

◎税額控除(配当控除)

種類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	町民税	県民税	町民税	県民税	町民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%		
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		

◎税額控除(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

区分	町民税	県民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

◎税額控除(住宅借入金等特別税額控除)

前年分の所得税において平成21年から令和3年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、次の①から③を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額
ただし、居住年が平成26年から令和3年までであって、特定取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)

② 前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)

町民税	3/5	県民税	2/5
-----	-----	-----	-----

◎税額控除(寄附金税額控除)

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の県民税は4%、町民税は6%に相当する金額

- 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- 2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
- 4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

ただし、1の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の県民税は5分の2、町民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円超330万円以下	79.79%
330万円超695万円以下	69.58%
695万円超900万円以下	66.517%
900万円超1,800万円以下	56.307%
4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

(E) 均等割額

町民税	県民税
3,500円	2,700円

県民税2,700円のうち、1,200円は「みやぎ環境税」です。

納入書の記載例(その1)

納入すべき金額が納入金額(1)の欄の金額と同じときの使用例(通常の場合)

※ 納入金額(1)の欄は当初電算にて金額を印字しますので、納入金額に変更がないかぎり、このまま金融機関等に納入してください。
(納入金額(2)の欄には記入しないでください)

納入金額(1) 円
42,300

宮城県丸森町個人町・県民税領収証書 (公)

市区町村コード	口座番号	加入者名
043419	02220-8-960166	丸森町会計管理者
令和3年6月分	指定番号 00900000	納入金額(1) 42,300 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円
納入金額(2)	退職所得分	
	延滞金	
納期限 令和3年7月12日	督促手数料	
	合計額	
(特別徴収義務者) 住所 又は所在地 981-2100 丸森町字町○番地 氏名 又は名称 ○○商事 殿		領収日付印

宮城県丸森町個人町・県民税納入書 (公)

市区町村コード	口座番号	加入者名
043419	02220-8-960166	丸森町会計管理者
令和3年6月分	指定番号 00900000	納入金額(1) 42,300 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円
納入金額(2)	退職所得分	
	延滞金	
納期限 令和3年7月12日	督促手数料	
	合計額	
※ 日計		口 円
(特別徴収義務者) 住所 又は所在地 981-2100 丸森町字町○番地 氏名 又は名称 ○○商事 殿		領収日付印

宮城県丸森町個人町・県民税納入済通知書 (公)

市区町村コード	口座番号	加入者名
043419	02220-8-960166	丸森町会計管理者
令和3年6月分	指定番号 00900000	納入金額(1) 42,300 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円
納入金額(2)	退職所得分	
	延滞金	
納期限 令和3年7月12日	督促手数料	
	合計額	
(特別徴収義務者) 住所 又は所在地 981-2100 丸森町字町○番地 氏名 又は名称 ○○商事 殿		納

納入済通知書の納入金額欄に〒記号は記入しないでください。

指定金融機関等が記入

上記のとおり通知します。(受付店→丸七十七銀行丸森支店(取りまとめ店)→丸森町) (丸森町保管)

納入書の記載例(その2)

納入すべき金額が納入金額(1)の欄の金額と異なるときの使用例

※ 納入金額(1)の欄の金額が更正または一括徴収等により印字してある金額と異なる場合は二重線にて抹消し、納入金額(2)の欄に納める税額をそれぞれ記入してください。

※ 枠内の記入上のお願いをご覧ください。

宮城県丸森町個人町・県民税領収証書 (公)

市区町村コード	口座番号	加入者名
0 4 3 4 1 9	02220-8-960166	丸森町会計管理者
令和3年6月分	指定番号	納入金額(1)
	00900000	42,300 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を二重線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (一括徴収分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円
	退職所得分	5 4 0 0 0
	延滞金	1 4 9 8 0 0
	督促手数料	
	合計額	2 0 3 8 0 0
納期限	令和3年7月12日	
(特別徴収義務者)		領収日付印
住所 又は 所在地	981-2100 丸森町字町○番地	
氏名 又は 名称	○ ○ 商事 殿	

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

宮城県丸森町個人町・県民税納入書 (公)

市区町村コード	口座番号	加入者名
0 4 3 4 1 9	02220-8-960166	丸森町会計管理者
令和3年6月分	指定番号	納入金額(1)
	00900000	42,300 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を二重線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (一括徴収分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円
	退職所得分	5 4 0 0 0
	延滞金	1 4 9 8 0 0
	督促手数料	
	合計額	2 0 3 8 0 0
納期限	令和3年7月12日	
(特別徴収義務者)		領収日付印
住所 又は 所在地	981-2100 丸森町字町○番地	
氏名 又は 名称	○ ○ 商事 殿	

上記のとおり納入します。(金融機関保管)

宮城県丸森町個人町・県民税納入済通知書 (公)

市区町村コード	口座番号	加入者名
0 4 3 4 1 9	02220-8-960166	丸森町会計管理者
令和3年6月分	指定番号	納入金額(1)
	00900000	42,300 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を二重線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (一括徴収分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円
	退職所得分	5 4 0 0 0
	延滞金	1 4 9 8 0 0
	督促手数料	
	合計額	2 0 3 8 0 0
納期限	令和3年7月12日	
(特別徴収義務者)		領収日付印
住所 又は 所在地	981-2100 丸森町字町○番地	
氏名 又は 名称	○ ○ 商事 納	

上記のとおり通知します。(受付店→丸七十七銀行丸森支店(取りまとめ店)→丸森町) (丸森町保管)

納入済通知書の納入金額欄に〒記号は記入しないでください。

《記入上のお願い》

納付書に、手書きにより納入金額を記入する場合、納入済通知書を、光学式文字読取装置(OCR)で直接読み込ませますので、記入数字は記入例にしたがって、黒のペンで丁寧に記入してください。

(記入例) ~~✕~~ 1|2|3|4|5|6|7|8|9|0
〒マークは記入しないでください。

〈悪い例〉

1|2|4| → 1|2|4|

6|7|9| → 6|7|9|

3|8| → 5|3|8|

5|0|0| → 5|0|0|

1|7|9| → 1|7|9|

- ・ 太すぎない
- ・ はみ出さない
- ・ 小さすぎない
- ・ 続けない
- ・ 飾らない

納入金額(1) 二重線で抹消する 円

~~42,300~~

給与分 (一括徴収分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円
退職所得分	5 4 0 0 0
延滞金	1 4 9 8 0 0
督促手数料	
合計額	2 0 3 8 0 0

手書き

裏面をじ欄ください。

(記載例)

町 民 税 県 民 税 納 入 申 告 書																															
丸森町長 殿																															
令和3年7月6日 提出																															
令和3年6月分																															
人員 1人																															
退職手当等支払金額																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>十</td><td>億</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>9</td><td>4</td><td>3</td><td>8</td><td>5</td><td>5</td> </tr> </table>												十	億	千	百	十	万	千	百	十	円			1	1	9	4	3	8	5	5
十	億	千	百	十	万	千	百	十	円																						
		1	1	9	4	3	8	5	5																						
特 別 徴 収 税 額	町 民 税	1 1 8 2 0 0																													
	県 民 税	7 8 8 0 0																													
退職者氏名	丸 森 ○ ○	勤 続 年 数				2 0 年																									
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。																															
(特別徴収義務者)										(受付印)																					
住 所		〒981-2100																													
又は所在地		丸森町字町○番地																													
氏 名		○ ○ 会 社																													
又は名称		印																													
法 人 番 号																															

ご 注 意

左の納入申告書は、退職所得に係る町・県民税の納入申告書ですので、退職所得の町・県民税についてのみ記載してください。

したがって退職手当等が支払われなかった月は記載の必要はありません。

また、納入書（表面）の記入にあたっては、通常の給与分と退職分の税額をはっきり区分してそれぞれの該当欄に記入してください。

令和3年度
町民税・県民税

○ 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

1. この異動届出書は、納税者に異動（退職、転勤、休職等）が生じた場合に提出して下さい。
2. 控えが必要な場合は、記入後に複写してから提出するようお願いいたします。
3. **6月1日から12月31日までの間の退職者については、本人の申出により未徴収税額を一括徴収することができ、1月1日から4月30日までの間の退職者については、本人の申出の有無にかかわらず、未徴収税額を一括徴収しなければならないことになっております（5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が、未徴収税額以下の場合を除く）。**

一括徴収した税額は徴収した月の翌月の10日までに納入して下さい。

4. 結婚、退職等により姓が変わった場合には、旧姓（新姓）も付記して下さい。
5. 用紙が不足しましたら、複写するか、もしくはご連絡下さい。

丸森町ホームページから用紙をダウンロード及び記入例を確認することもできます。

（トップページからキーワード「特別徴収」で検索するか、下記アドレスよりご覧下さい。）

http://www.town.marumori.miyagi.jp/tyouminzeimu/kazei/jyuminzeikankei/resident_tax_special_levy.html

(記載するときの注意)

1. 給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、丸森町長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに丸森町長に提出して下さい。

2. 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある者が給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに丸森町長に提出して下さい。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知のあった日の属する月の翌月の10日までに提出して下さい。

3. 「受給者番号(整理番号)」欄には、これらの届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号(整理番号)を記載して下さい。

4. 「現住所」欄には、異動後の住所を記載して下さい。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載して下さい。

5. 異動後の「未徴収税額の徴収」欄には、次の要領により記載して下さい。

(1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「特別徴収継続」を○で囲んで下さい。

(2) 退職後令和4年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、「一括徴収」を○で囲んで下さい。

次の①から③までの理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の希望がある場合を除き、特別徴収義務者は必ず一括徴収しなければなりません。

① 異動が令和3年12月31日までで、一括徴収の希望がないため。

② 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるため。

③ 死亡による退職であるため。

(3) (1)又は(2)に該当しない場合には、「普通徴収」を○で囲んで下さい。

6. 「退職時までの給与支払額」の欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与の額を記載し、「社会保険料控除額」の欄には、退職時までに給与から控除した社会保険料の額を記載して下さい。

7. 「給与又は退職手当等の支払予定月日」の欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載して下さい。

8. 「徴収予定額」の欄には、支払予定月日ごとの徴収予定額(退職者の申出額又は一括徴収予定額を給与若しくは退職手当等のそれぞれの額によってあん分した額)を記載して下さい。

9. 「市町村記入欄」は記載しないで下さい。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書 (退職の場合の記入例)

第十八号様式 (用紙日本産業規格A4) (第十条関係)

令和 年 月 日提出		市町村長殿	所在地	〒981-2151 丸森町字鳥屋 番地												特別徴収義務者 指定番号	900000			
		〔特別徴収者〕 給与支払者	フリガナ	ブッサン カブシキカイシャ												宛名番号	123456			
			氏名又は名称	物産 株式会社												担連 当絡 者先	所属 氏名	総務課 人事係 宮城 一郎		
			個人番号 又は法人番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載	電話	0224-72-0000 内線 (111)	
給 与 所 得 者	フリガナ	マルモリ タロウ												異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法					
	氏名	丸森 太郎																		
	生年月日	平成 1年 12月 31日																		
	個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2							
	受給者番号																			
	1月1日現在の住所																			
異動後の住所													特別徴収税額 (年税額)	(ア) 徴収済額	(イ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 日 年 月 日	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)		
			120,000 円	50,000 円	70,000 円	令和 3 年 10 月 31 日	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	1. 退職 2. 休職 3. 支払少額 4. 合併 その他 (事由・理由)	2	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)										

1. 特別徴収継続の場合

新 しい 勤 務 先 (特別 徴 収 義 務 者)	特別徴収義務者 指定番号	〒
	所在地	

令和4年1月1日以降の異動の場合は、
本人の申し出がなくとも必ず一括徴収

○ 一括徴収とは、退職者の未徴収税額について、給与・退職金の支払をする際にまとめて徴収することです。

○ 普通徴収とは、退職者の未徴収税額について、直接本人が納付書納めることです。
(納付書は役場から本人へ直接送付します。)

○ 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、

2. 一括徴収の場合

理 由	1 右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 10 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
		2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	11 月 4 日	70,000 円	

3. 普通徴収の場合

理 由	右から 番号を	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	市 町 村 記 入 欄
		2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下である	
		3. 死亡による退職であるため	

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

(転勤の場合の記入例)

第十八号様式(用紙日本産業規格A4)(第十条関係)

市町村長殿 令和 年 月 日提出		〔特別徴収者〕 給与支払者	所在地	〒981-2151 丸森町字鳥屋 番地													特別徴収義務者 指定番号	900000									
			フリガナ	ブッサン カブシキカイシャ													宛名番号	123456									
			氏名又は名称	物産 株式会社													担連 当絡 者先	所属 氏名	総務課 人事係 宮城 一郎								
			個人番号 又は法人番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記す	電話	0224-72-0000 内線(111)								
給 与 所 得 者	フリガナ	マルモリ タロウ											異 動 日 異 動 の 事 由 異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法	(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		令和 3 年		2		1 退職 2 休職・長 3 支払少額・不定期 4 合併・解散 その他 (事由・理由)		1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人納付)	
	氏名	丸森 太郎																									
	生年月日	平成 1 年 1 2 月 3 1 日																									
	個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1		2													
	受給者番号													6 月から 10 月まで		11 月から 5 月まで		10 月		31 日							
1月1日現在の住所												120,000 円		50,000 円		70,000 円											
異動後の住所																											

徴収した月までの徴収額を記入してください。

1. 特別徴収継続の場合 特別徴収継続先の名称・所在地を必ず記入してください。

新 し い 勤 務 先	特別徴収義務者 指定番号	950000 (新規)													法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	新しい勤務先へは、月割額 10,000 円を
	所在地	〒981-2151 丸森町字鳥屋 × × 番地													担当者 連絡先	所属	総務課 給与係			6 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。									
	フリガナ	カブシキカイシャ マルバツショウジ													氏名	伊具 花子			受給者番号										
	氏名又は名称	株式会社 ○ × 商事													電話	0224-87-0000 内線(112)			納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	1	右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要							

2. 一括徴収の場合

理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月割額については、特別徴収継続先の事業所へ必ずご連絡ください。 連絡がつかない場合、特別徴収の継続ができません。 納税者本人に届出書を渡さずに、必ず事業所間で処理してください。
----	--	--

3. 普通徴収の場合

理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 令和 年 5 月 31 日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下である <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため	市町村記入欄
----	---	--------

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

第十八号様式（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）

市町村長殿 令和 年 月 日提出		〔特別徴収義務者〕 給与支払者	所在地	〒										特別徴収義務者 指定番号	1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度					
			フリガナ											宛名番号	所属									
			氏名又は名称											担連 当絡 者先	氏名									
			個人番号 又は法人番号																					個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載
給与所得者	フリガナ											(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動日 年 月 日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法							
	氏名																							
	生年月日	年	月	日																				
	個人番号																							
	受給者番号												月から	月から	年	<input type="checkbox"/> 1. 退職 <input type="checkbox"/> 2. 休職・長 <input type="checkbox"/> 3. 死 職 職 <input type="checkbox"/> 4. 支 少 欠 合 併 不 定 期 そ の 解 散 他 事由・理由	<input type="checkbox"/> 1. 特別徴収継続 <input type="checkbox"/> 2. 一括徴収 <input type="checkbox"/> 3. 普通徴収 (本人納付)							
	1月1日 現在の住所												月から	月まで	月			右から 番号を 記入	右から 番号を 記入					
異動後の 住所											円	円	円	日										

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号											新規	法人番号											新しい勤務先へは、月割額 _____ 円 を		
	所在地	〒										担当者 連絡先	所属											<input type="checkbox"/> 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。		
	フリガナ												氏名											受給者番号		
	氏名又は名称												電話											内線（ ）	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入 <input type="checkbox"/> 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和 年 1月 1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	月 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	円	左記の一括徴収した税額は、 <input type="checkbox"/> 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。

3. 普通徴収の場合

理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 令和 年 5月 31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下である <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため	市町村記入欄	

記載要領

- 1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。
- 2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。
- 3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
- 4 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。
- 5 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。
- 6 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。
- 7 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。
- 8 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。
 - (1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1．特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
 - (2) 退職後令和 年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2．一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 令和 年1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）
- 9 (3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3．普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）
- 10 「1．特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに同市町村長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を で囲んでください。
- 11 「1．特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を で囲んだ場合にのみ記載してください。

令和3年度
町民税・県民税

○ 給与支払者の所在地・名称変更届出書

この異動届出書は、特別徴収義務者に異動が生じた場合に提出して下さい。

○ 特別徴収への切替届出書

この切替届出書は、普通徴収で課税されている方の町民税・県民税を、特別徴収での納入に切替を希望される場合に提出して下さい。

1. 控えが必要な場合は、記入後に複写してから提出するようお願いいたします。
2. 用紙が不足しましたら、複写するか、もしくはご連絡下さい。
丸森町ホームページから用紙をダウンロード及び記入例を確認することもできます。
(トップページからキーワード「特別徴収」で検索するか、下記アドレスよりご覧下さい。)
http://www.town.marumori.miyagi.jp/tyouminzeimu/kazei/jyuminzeikankei/resident_tax_special_levy.html

給与支払者の所在地・名称等変更届出書

(宛先) 宮城県丸森町長 年 月 日提出	給 与 特 別 徴 収 義 務 者)	フリガナ											特別徴収義務者 指 定 番 号		
		名 称 (氏名)	(印)												
		所在地 (住所)	〒										担 当 者	係	
		個人番号 又は法人番号												氏名	

変 更 理 由	1. 所在地変更 2. 名称変更 3. 送付先変更 4. 合併 5. その他 ()										変 更 年 月 日	年 月 日	
事 項	変 更 前										変 更 後		
所 在 地 (住 所)	〒										〒		
フリガナ													
名 称 (氏 名)													
送付先	〒										〒		
電 話													
備 考													

※誤読をさけるため必ずフリガナをつけてください。

※会社合併等に伴う指定番号が変更となる場合は、併せて給与所得者異動届出書も必ず提出してください。

なお、原則として、新設合併の場合は全て、吸収合併の場合は解散法人において給与所得者異動届出書の提出が必要です。詳しくは提出先の市町村にお問い合わせください。

※所在地・名称等の変更後に訂正した納入書はお送りしていませんので、訂正前のものをそのままお使いください。

市町村処理欄													
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

替

特別徴収への切替届出書

宮城県内全市町村共通様式

(宛先) 宮城県丸森町長 年 月 日提出	給 (特 与 別 徴 収 支 収 義 務 払 務 者)	フリガナ											特別徴収義務者 指 定 番 号	新規	
		名 称 (氏名)											納入書の要否 ※新規事業所のみ	要 ・ 不 要	
		所在地 (住所)	〒										担 当 者	係	
		個人番号 又は法人番号													
												電話			

給 与 所 得 者	フリガナ				生 年 月 日	大 昭 平	年 月 日	年 税 額 (普通徴収税額)	納付済額 (納期限到来分)	特別徴収への切替額
	氏 名							①	②	③ (①-②)
	住 所							期から 期まで		
	通知書番号		徴収開始 年 月	年 月分から (月 日納期限分)						
	就職年月日	年 月 日	受給者番号				円	円	円	

注意

- 希望がある場合は、給与所得者（以下、本人という。）の課税されている市町村へ提出してください。
(現住所とは異なる場合があるためご注意ください。なお、課税されている市町村については、本人宛に送付されている納税通知書により確認してください。)
- 普通徴収の納期限が過ぎた税額および既に納付の済んでいる「納付済額」については、特別徴収にできません。なお、税額等については本人宛に送付されている納税通知書により確認してください。
- 二重納付等を防ぐため、普通徴収での納付状況は必ず本人に確認のうえ、ご記入ください。
- 「徴収開始年月」は、この届出書が提出された日と各市町村の処理日・通知日との関係により変更される場合があります。

市 町 村 記 入 欄	
----------------------------	--

○ ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

ゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、丸森町指定の金融機関として指定する必要があります。
「指定通知書」に利用されるゆうちょ銀行・郵便局名および貴事業所名を記入し、ゆうちょ銀行・郵便局へご提出ください。提出した月の分から、ゆうちょ銀行・郵便局での納付が可能となります。
(なお、前年度までに指定されたゆうちょ銀行・郵便局は、本年度も引き続き利用することができます。)

指 定 通 知 書

ゆうちょ銀行 _____ 長様

年 月 日

_____ 郵便局長様

宮城県伊具郡丸森町長 保 科 郷 雄



貴行・局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、当町の町民税・県民税特別徴収の
取扱機関に指定しましたので通知します。

記

- 口座番号 02220-8-960166番
- 加入者の名称 丸森町会計管理者
- 取りまとめ局 仙台貯金事務センター

事業所名
